

## 子どもの貧困対策 レポート その①

# 子どもの貧困の現状と 安倍政権の『子育て支援』のギマン性

- 主に保育料と児童扶養手当について -

2016年 2月15日 甲府市議会 山田 厚

## 目 次

・あやしいぞ！ 安倍政権の『子育て支援』政策が次々と	・・・・	2
・自民党政治によって進行した子どもの貧困のひどい現状	・・・	4
(子どもの貧困とその影響についての主なデータ)		
・安倍政権の『子育て支援』などには不整合性と欺瞞性が	・・・	15
「保育料の支援策」の不整合性と欺瞞性について		
「児童扶養手当拡充」の不整合性と欺瞞性について		
・重い負担の一方で『こづかい』をやるような欺瞞性	・・・・・	21

子どもの貧困対策 レポート 予定 このテーマでのご意見や状況をお寄せ下さい

その② 「安倍政権によって強められた生活困窮者バッシング」3月上旬

その③ 「自治体でもやるべき子どもの貧困対策」3月下旬

山田厚事務所 甲府市北口 3-7-13

電話 055-253-6790 FAX 055-254-4403

Eメール yamada@peace.email.ne.jp

## あやしいぞ！安倍政権の「子育て支援」政策が次々と

- 安倍政権は戦争政策を強行しています。その一方でソフトな「当面サービス」や「目先の施しモノ」を見せてています。特に、女性と子ども支援政策は次々に「選挙用のくらし政策」として掲げられています。

- ・ **保育料の第2子以降の軽減** 政府は、来年度から年収が330万円以下の世帯について、第1子の年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無料。幼稚園の場合は来年度からは年収360万円以下の世帯については第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料。**幼児教育無償化実現へ**
  - ・ **9万人の保育士確保で待機児童ゼロ。児童扶養手当の第2子以降への増額** 第2子は現在の月額5000円から1万円へ、第3子は3000円から6000円へ、それぞれ倍額に
  - ・ **「希望出生率1.8」不妊治療助成費**を需要の多い初回不妊治療の助成金上限を現行の15万円から30万円に増額。さらに夫に不妊の原因がある場合に行う精子採取手術についても15万円を助成
  - ・ **介護離職ゼロ。**介護休業中の給付を40%から67%に
  - ・ **子どもの「居場所」50万人分用意** 学習支援や食事提供をする
  - ・ 高校生への奨学給付金の拡充、新たな奨学金制度のスタート
- 時間外労働への割増賃金の引上げ。非正規雇用の均衡待遇の確保、正社員化、待遇の改善、同一労働同一賃金の実現に踏み込む一などなど

- 「子育て支援」「子どもの貧困対策」をはじめ、「輝く女性の活躍」などや「目先の施しもの」などの「サービス」が次々に掲げられています。2016年の1月の安倍首相の施政方針演説でもこのことを細かく表明しています。

それは「ばらまきで財源の裏付けがない」ということだけではありません。よく落ちついて考えれば、政策上のおかしなことや、矛盾・欺瞞は明らかです。しかし、それが「効を奏して」=多くの国民を引き込んでいます。

## 3 1億総活躍への挑戦

### △多様な働き方改革

金星への挑戦。探査機「あかつき」は、5年前、その挑戦に失敗しました。しかし、じくじけなかつた。先月、再チャレンジに成功しました。それは一人の女性研究者です。

### 「家族に感謝したい」

そう語る須田洋子（ゆうこ）さんはこの5年の間に嫁娘、そして出産を経験し、育児休業を取得した後、再びプロジェクトに復帰し、成功の瞬間に立ち会いました。

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度実験を経験した人も障害や難病のある人も、誰もが活躍できる社会。その多様性の中から新たなアドリアが生まれ、イノベーションが動き起るはずです。

「1億総活躍」への挑戦を始めます。最も重要な課題は、一人ひとりの事情に応じた、多様な働き方が可能な社会への変革。そして、ワーカー・ライフ・バランスの確保であります。

労働時間に固執的な枠をはめ、従来の労働制度、社会の発想を大きく改めていかなければなりません。フレックスタイム制度を拡充します。専門性の高い仕事では、時間ではなく成果で評価する新しい労働制度を選択できるようになります。

時間外労働への制限賞金の引き上げなどにより長時間労働を抑制します。更に、年次有給休暇を確実に取得できるようにする仕組みを創り、働き過ぎを防ぎます。

女性が活躍できる社会づくりを加速します。妊娠や出産、育児休業などを理由とする、上司や同僚による嫌がらせ、いわゆる「マタハラ」の防止措置を事業者に義務付けます。男性による育児休業を積極的に促す事業者には、新しい財政支援をします。

団体労合支援を改正し、障

害者の皆さんに、自立した生活を送り、職場に定着、就業を継続できるよう、きめ細かな支援を行ってまいります。

非正規雇用の皆さんのが待遇の確保を取り組みます。短時間労働者への使用者保険の適用を拡大します。正社員化や処遇改善を進めることで、年長に積極的な企業への支障を緩和します。契約社員でも成金を拡充します。契約社員でも原創1年以上働いていれば、育児休業や介護休業を取得できるようになります。また、本年取りまとめた「ニッポン1億総活躍プラン」では、同一労働同一賃金の実現に踏み込む考えであります。

### △介護離職ゼロ

介護で自分の人生を犠牲にされたと思わずにはならない社会にしたい。そう訴える介護経験者の方の言葉が胸に刺さりました。介護離職者は年間10万人を超えています。離職を機に、高齢者と現役世代が共創れる現実もあります。日本の大黒柱、団塊ジュニア世代が大変離職すれば、経済社会は成り立ちません。

「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」を確保する社会保障制度へと改革を進めてまいります。

特に介護の負担を軽減します。特別養護老人ホームやサービス付き高齢者住宅などを強化して受け皿を、20年代初頭までに50万人分整備します。介護施設には、首都圏などの国有地を妥協提供いたします。

高齢者の皆さんのが、

65歳を超えて働きたいと願っておられる。大変勇気だけられる数

字です。高齢者も雇用保険の適用対象とし、再就職を支援するなど多様な

就職機会を提供します。更に「ニ

ッポン1億総活躍アラン」では、定年引き上げに向けた環境を整え、働きたいと願つ高齢者の皆

さんへ道をひらいてまいります。

会で活躍していただきたい。社

会員登録を完了 単なるスマートフォンでの利用よりも、元気で、その豊富な経験や知恵を、あたう限り、社

員登録を完了 単なるスマートフォンでの利用よりも、元気で、その豊富な経験や知恵を、あたう限り、社

## **効を奏している「サービス」！安倍政権の支持率が上がっています**

- 安倍政権の内閣支持率が回復し始めています。
  - ・**朝日新聞**の1月19日付の世論調査報道をみると内閣支持率は  
昨年12月調査は38%→今回の調査 42%に上昇しています。  
特に女性です 昨年9月調査では29%だったものが38%にもなっています。
  - ・**共同通信**の2月1日付の内閣支持率は昨年12月49.4%→53.7%に  
憲法改正では、反対が50.3%です。しかし改正賛成が若い年代で多く  
20代51.9% 30~40代台40%にもなっています。
  - ・**毎日新聞**の2月1日付の世論調査では、内閣支持率は昨年12月43%→51%に  
今回女性が9%も上がったことが特徴とされています。
  - ・**読売新聞**の2月2日付の世論調査では、内閣支持率は56%にもなっています。
- 世論調査は本来「作為的」であるとしても、その内容と傾向は無視することはできません。各世論調査の傾向をみると
  - ・甘利前大臣の金銭問題・任命責任からの影響がないどころか、明らかに内閣支持率は復活してきています。
  - ・この復活の特徴は女性からの支持が大きいとされています。強行した「戦争への道」が女性の反発を招いたことは確かでしたが、ここにきて支持を集めてきたのです。
  - ・また若者の多くが「憲法改正」に巻き込まれていることも注視すべきです。「18歳選挙権」もこのままでは、安倍自民党にプラス効果となってしまいます。
- そこで、このレポートでは安倍政権の掲げている「子育て支援」「子どもの貧困対策」について考えてきます。

## **自民党政治によって進行した子どもの貧困のひどい現状**

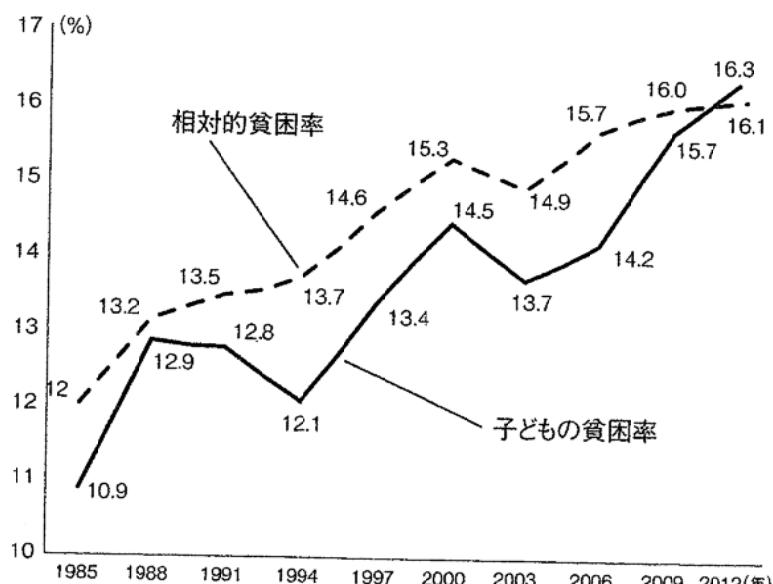
- 次のことが そもそも**事実として指摘**できます。
  - ・日本の（自民党政治の）子どもの貧困対策は、国際的には極めて低レベルであり、国際的にも「取り繕い」のアピールは必要となっています。
  - ・実質的に格差社会を作り子どもの貧困を進めてきたのは自民党政治です。本来当然やるべきことをしないでいて、今回一定の「取り繕い」をしています。
  - ・その「取り繕い」も決して安心できるものではなく、児童扶養手当などは「不正受給」対策などの締め付けと一体に進められることとなります
  - ・また税・保険料制度では、様々な控除の廃止や消費税増税をはじめ大きく負担をさせて、その負担させた資金で、「子育て世帯臨時特例給付金」「臨時福祉給付金」

「低年金者への3万円給付」などの臨時の「小遣い」をやるようなことをしているのです。

## 日本社会の子どもの貧困が急激にすすんでいます

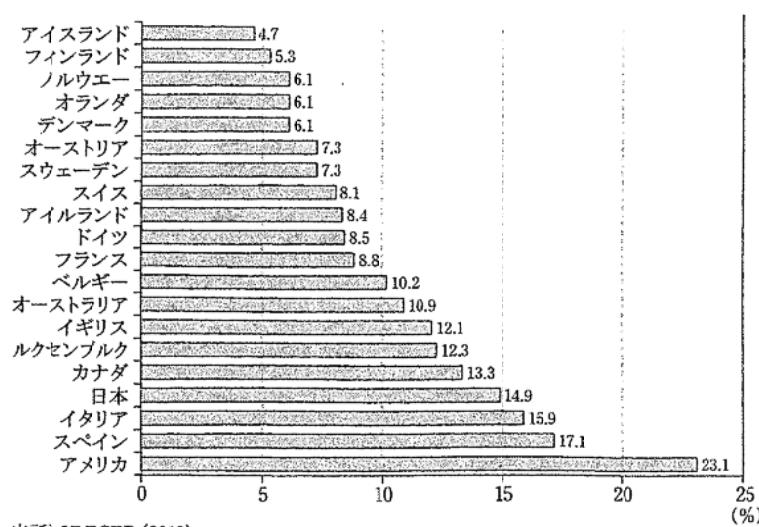
- 日本の相対的貧困率は悪化を続けO E C D（経済協力開発機構）諸国では最下位クラスとなり、子どもの貧困率は16・3%で約6人に1人が貧困ライン以下です。母子家庭など一人親家庭の貧困率は54・6%と突出した高さを示し、経済協力開発機構(O E C D)加盟34カ国で最悪となっています。日本が世界有数の「子どもの貧困大国」となっているのです。

相対的貧困率の年次推移



資料：厚生労働省「2012年 国民生活基礎調査の概況」より作成

先進国における“新・子どもの貧困リーグ成績表”(子どもの相対的貧困率)



出所) UNICEF (2012)

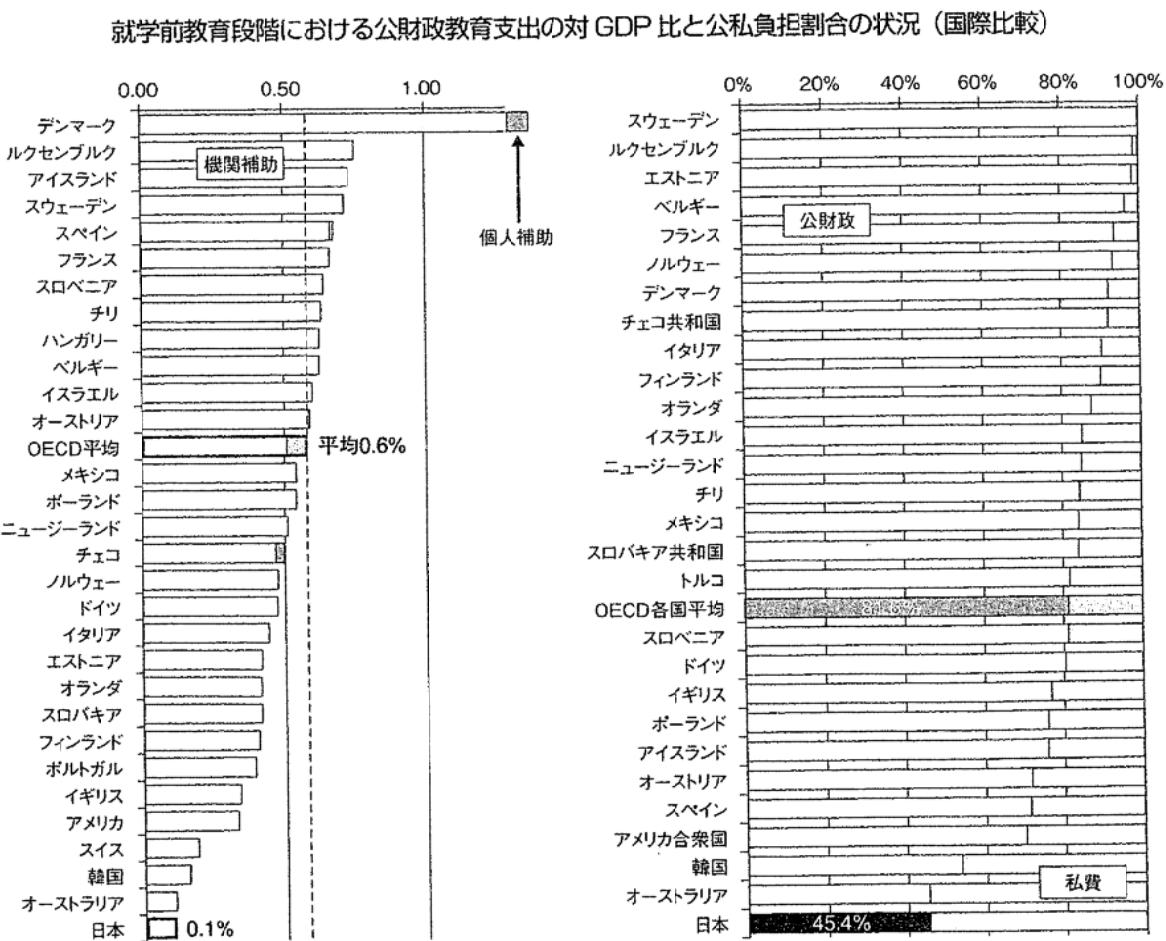
※ この問題では、山野良一氏の著書『子どもに貧困を押しつける国・日本』『子どもの最貧困・日本』光文社新書が最もおすすめです。以下の図表作成資料は、この山野氏の著書と『保育白書』ひとなる書房『日本子ども資料年鑑』KTC 中央出版社『貧困研究』誌 明石書房などの引用です

## 社会全体の仕組みが、子どもの貧困を招いています

子どもの貧困は、政治・経済・社会全体の仕組みからです。親の不安定雇用と過重な労働、低賃金、負担が重い医療・教育・社会保障などからの問題です。日本の場合、この20年間、特にこの数年間で極めて劣化しています。

### データを以下みてみます

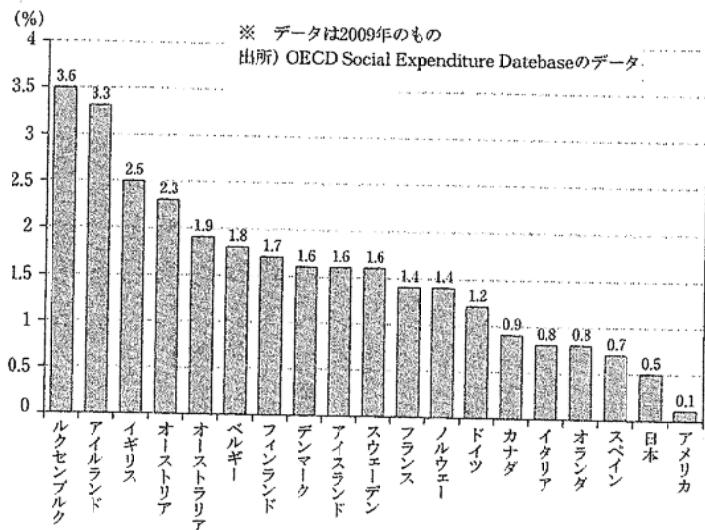
●日本は就学前教育（保育）における公的支出比と私費のレベルも低レベルです。



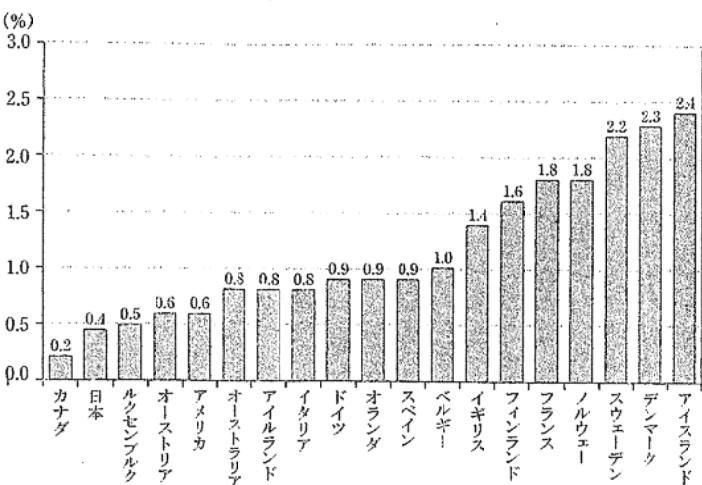
出典：OECD『図表でみる教育』（2014年版） 資料：文部科学省「我が国の教育行財政について」（2014年10月15日）

- 子どもに対する現金給付（児童手当・児童扶養手当など）も極めて低レベルです。
- 子どもに対する現物給付（学校教育・医療・保育事業など）も劣悪です。

先進19カ国の家族・子どもに対する現金給付（対GDP比）

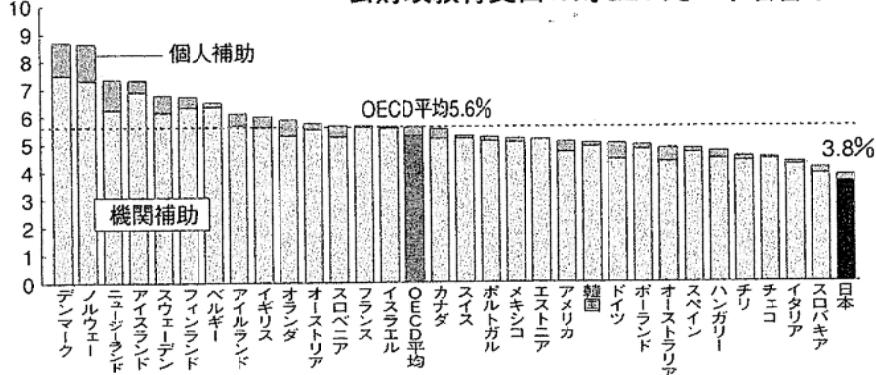


先進19カ国の家族・子どもに対する社会保障費の中の現物給付（対GDP比）



- 公的財政の教育支出もOECD（経済協力開発機構）で最低国です

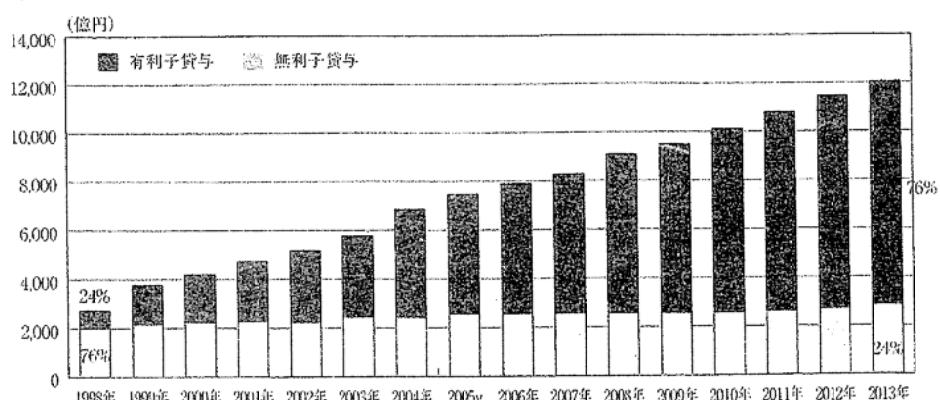
公財政教育支出の対GDP比—不名誉なOECD最低



資料：OECD「図表で見る教育2014年版」

- 奨学金も無利子奨学金の割合が低下し、有利子奨学金となっています

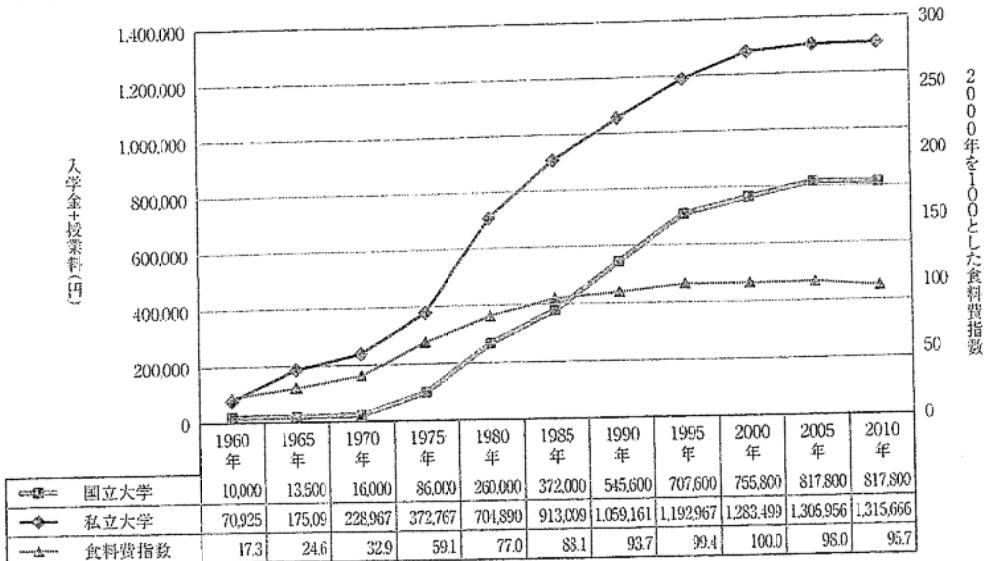
奨学金事業予算における有利子対無利子比



出所：財務省「財政制度審議会 財政投融资分科会資料（平成25年10月23日開催）」

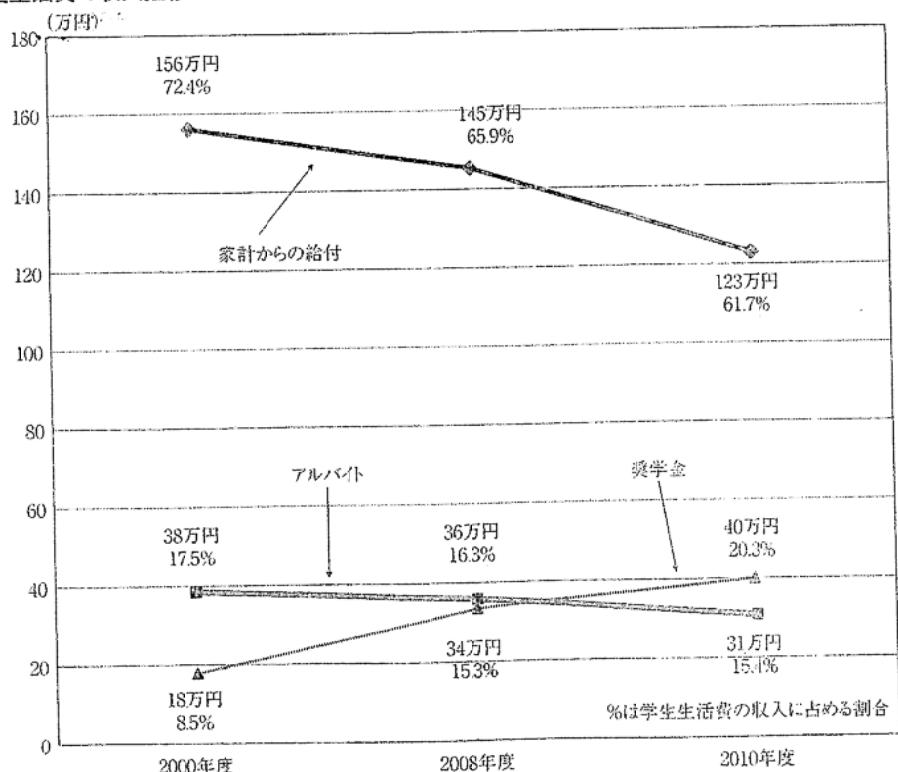
- 国立大学など大学初年度納付金も物価以上に高騰しています
- 学生生活費は家計からの給付が減り、バイトだけでなく有利子の奨学金に

大学初年度納付金の推移



出所：文部科学省「学校基本調査」及び総務省統計局資料

学生生活費の収入推移



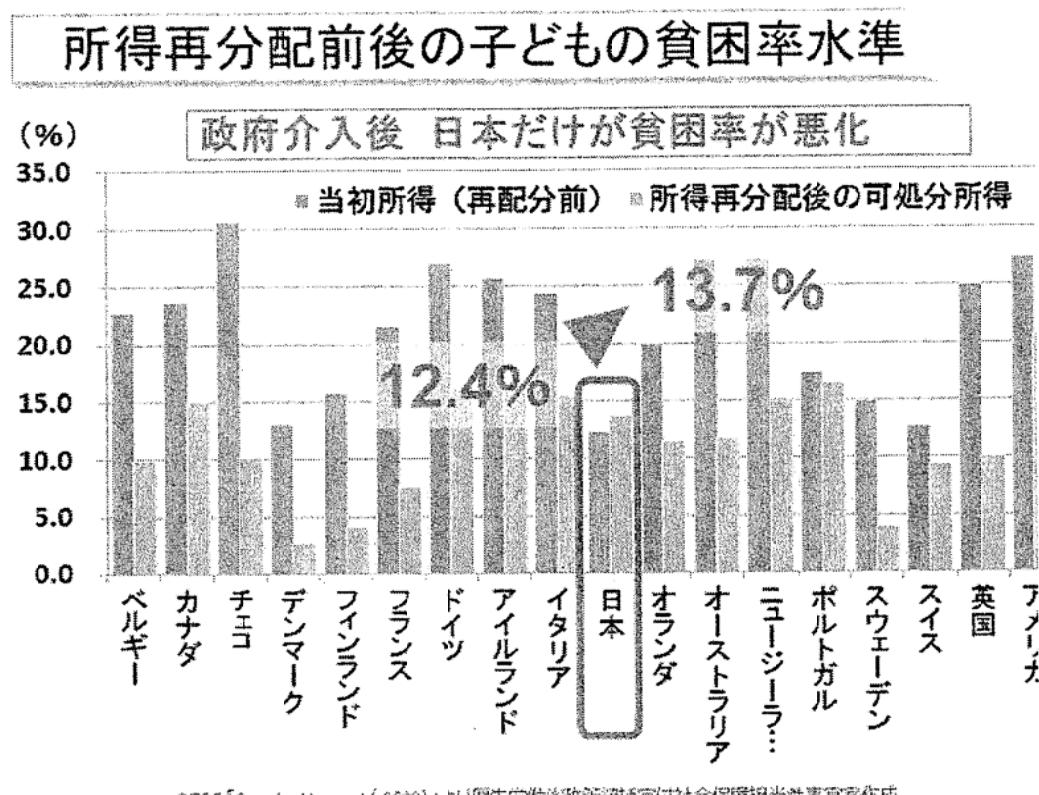
出所：日本学生支援機構「学生生活調査」

## ありえない！ 所得再分配でかえって子どもの貧困がすすんでいる日本

- 特に大きな問題とすべきは、日本では所得再分配の機能が逆に働いていることです。

所得再分配とは、累進課税制度や社会保障で社会の貧富の格差を是正し、誰もが安心して生活できるための仕組みです。大企業や高額所得者などの富裕層から応分の税負担などをしてもらい、それを社会保障給付などで、所得の低い人として公平な生活ができるように政策的にすることです。

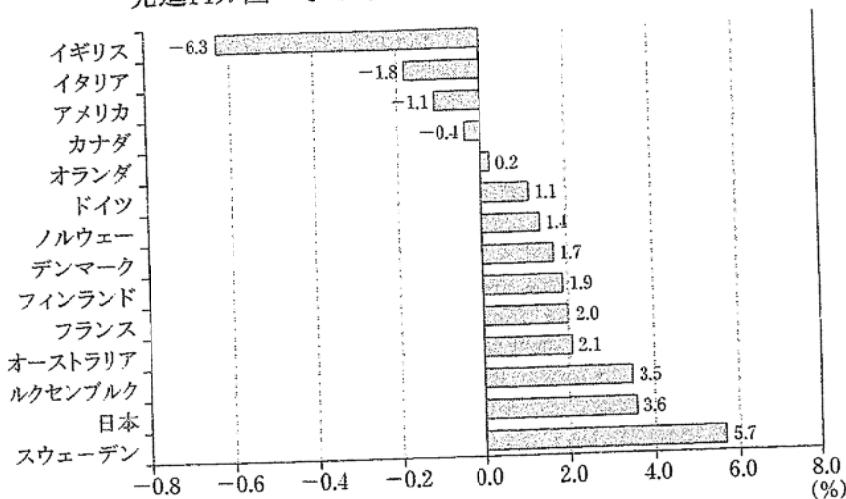
- しかし、日本のこの間の政治においては、所得再分配前より所得再分配後にかえって子どもの貧困率が悪化しています（社会保障担当参事官室資料）。



しかも、山野良一氏作成資料によると、1995年から2010年において子どもの貧困率は明らかに進行しているのです。

つまり、自民党政治によって、国の関わる政策によって、貧富の格差がすすみ、より子どもの貧困が進んだのです。所得再分配後に子どもの貧困率がすすみ続いているような国は他にはありません。これは悪政そのものです。

### 先進14カ国子どもの貧困率の変化（1995－2010）



※1 1995年ごろの数値から2010年ごろの数値を引いたもの。日本は1994年と2009年

※2 ひとりあたりのGDPが3万1000ドル以上の国20カ国のうちデータのある14カ国の比較。

6カ国は1995年ごろのデータがない。

出所) OECD Stat Extracts のデータをもとに筆者作成

### 政治・経済による子ども貧困が、子どもの健全な育成を妨げています

- 格差と貧困そして子どもの貧困を進め、それを野放しにしてきた日本の政治・経済によって、様々な子どもへの弊害が生まれてきます。
- 厳しい低所得の家庭では仕事に追われ**育児のための時間が少なくなっています**。山野良一（データ山野氏の著書より引用）

母親の仕事と育児時間（全日平均）

世帯収入(万円)	育児(分)	仕事(分)
0～199	61	325
200～399	91	262
400～599	99	235
600～799	95	282
800～999	145	278
1000～	127	267

父親の仕事と育児時間（土日平均）

世帯収入(万円)	育児(分)	仕事(分)
0～199	12	350
200～399	40	269
400～599	44	233
600～799	59	155
800～999	63	157
1000～	64	171

出所) 上下ともに山野 (2011)

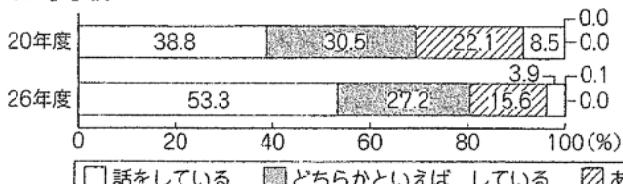
元データ) 上下ともに社会生活基本調査 (2001) より筆者推計

- 家庭での**コミュニケーションの時間がないと学力も低下**します。

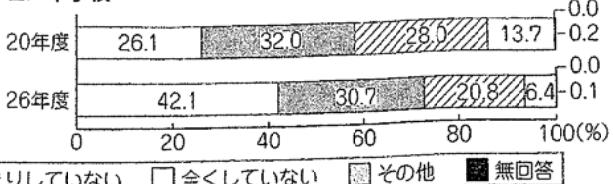
●家庭でのコミュニケーションの時間がないと学力も低下します。

家庭でのコミュニケーションと正答率の関係（平成20・26年度）

1. 小学校



2. 中学校



3. 平均正答率（平成26年度） (%)

区分	小学校				中学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
話している	75.4	58.7	79.9	60.5	82.2	54.6	70.4	63.2
どちらかといえば、している	73.0	55.3	78.4	58.7	80.1	51.7	68.4	61.0
あまりしていない	68.5	49.9	75.2	54.2	77.4	48.4	65.5	57.8
全くしていない	60.3	40.6	68.0	44.0	71.5	41.8	58.5	49.9

(注) 調査対象は、VII-2-1表(注)に同じ。問い合わせ、「家の人の（平成26年度調査は兄弟姉妹除く）と学校での出来事について話をしているか」。クロス集計表より。

●世帯収入が低いと学校外の教育支出も少なくなり、子どもの学力も低下しています。

●貧困によって進学率が低下します。

高校進学率は、全世帯が98.5%ですが、ひとり親世帯93.9%、生活保護世帯は91.1%、児童養護施設の子どもは97.2%

大学進学率は、全世帯73%にたいし、生活保護世帯31.7%、児童養護施設の子どもは22.6%、ひとり親世帯は33.0%などと著しく低くなります。

（厚生労働省2015年8月調べ）

VII-2-2表 家庭の学校外教育支出と子どもの学力(正答率)の関係（平成25年度）

(%)

区分	小6					中3				
	国語A	国語B	算数A	算数B	構成比(%)	国語A	国語B	数学A	数学B	構成比(%)
支出はまったくない	53.4	39.6	67.9	48.0	13.2	71.6	61.5	54.1	32.9	16.5
5千円未満	58.8	44.7	74.4	54.7	14.0	75.4	66.8	59.2	38.3	6.4
5千円以上1万円未満	61.3	47.6	76.2	56.4	23.5	77.5	69.5	63.5	42.4	12.4
1万円以上1万5千円未満	63.2	50.6	78.0	59.0	17.2	76.8	67.2	63.9	41.0	9.2
1万5千円以上2万円未満	64.0	52.0	79.5	60.9	11.0	75.5	66.6	64.4	41.3	10.5
2万円以上2万5千円未満	66.8	54.2	80.6	62.9	7.3	76.3	66.6	65.0	41.5	13.1
2万5千円以上3万円未満	69.2	56.7	84.2	64.9	4.5	77.1	68.0	66.9	44.2	12.7
3万円以上5万円未満	74.2	61.3	85.1	70.6	5.6	79.6	71.8	69.7	47.6	16.4
5万円以上	79.7	63.8	88.9	76.2	3.9	79.5	73.0	70.3	48.2	2.8
合計	62.7	49.4	77.2	58.5	100.0	76.3	67.3	63.5	41.4	100.0

(注) 調査対象は、平成25年度全国学力・学習状況調査をうけた全国の学校から抽出した公立小学校429校、中学校410校（有効回答数小学校391校、中学校387校）。調査時期は平成25年5～6月。保護者に対しての自記式アンケート調査。

資料：国立教育政策研究所「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）保護者に対する調査」2014

世帯収入(税込年収)と子どもの学力(正答率)の関係（平成25年度）

(%)

区分	小6					中3				
	国語A	国語B	算数A	算数B	構成比(%)	国語A	国語B	数学A	数学B	構成比(%)
世帯収入 200万円未満	53.0	39.0	67.2	45.7	6.7	69.1	58.6	51.5	30.0	7.5
200万円～300万円	56.8	42.7	70.4	50.8	8.2	71.2	60.9	55.2	33.1	8.6
300万円～400万円	58.4	45.0	73.6	53.3	12.6	73.9	63.4	58.4	35.5	11.8
400万円～500万円	60.6	47.0	75.1	56.2	14.9	74.8	65.2	60.6	37.9	13.3
500万円～600万円	62.7	48.8	77.6	57.9	14.0	76.6	67.6	63.6	40.4	13.7
600万円～700万円	64.8	52.5	80.1	61.3	11.9	77.6	69.2	66.6	43.5	12.1
700万円～800万円	64.9	52.4	79.7	62.2	10.4	78.7	70.9	68.6	46.6	10.2
800万円～900万円	69.6	57.6	83.2	66.0	6.3	79.7	71.8	69.6	48.1	7.0
900万円～1,000万円	69.3	55.1	82.7	66.4	5.0	80.9	73.3	71.6	49.9	5.5
1,000万円～1,200万円	69.6	55.5	83.9	67.9	5.3	81.8	73.9	72.8	52.6	6.0
1,200万円～1,500万円	70.8	59.4	84.5	67.1	2.6	83.0	75.8	75.1	54.7	2.8
1,500万円以上	75.5	61.5	85.6	71.5	2.1	81.8	75.9	73.4	53.4	1.4
合計	62.8	49.5	77.2	58.5	100.0	76.3	67.3	63.5	41.4	100.0

② 調査対象は、VII-2-2表②と同じ。

資料：国立教育政策研究所「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)保護者に対する調査」2014

●経済的理由や生活のゆとりのなさから子どもの受診抑制と健康不全の傾向が増加

### 学校歯科検診で「要治療」としても受診は半数ほど

宮城県、長野県、大阪府で2013年、14年に調査した学校歯科検診の内容も公表された。学校検診で歯科医が「要治療」と診断した小学生が実際に受診した率は、宮城50%、長野57%、大阪48%で、中学生はさらに低く、宮城34%、長野38%、大阪30%だった。虫歯が10本

以上あつたり、根しか残っていない未治療の歯がある「口腔崩壊」の児童・生徒がいると答えた  
養護教諭は宮城、大阪で半数以上、長野で半数弱にのぼっていた。 J-CASTニュース 2015/1/30

(4) 2014年(平成26年)10月25日

長野保険医新聞 (第三種郵便物認可)



# 子どもの貧困と歯科治療

学校歯科治療調査結果を踏まえて

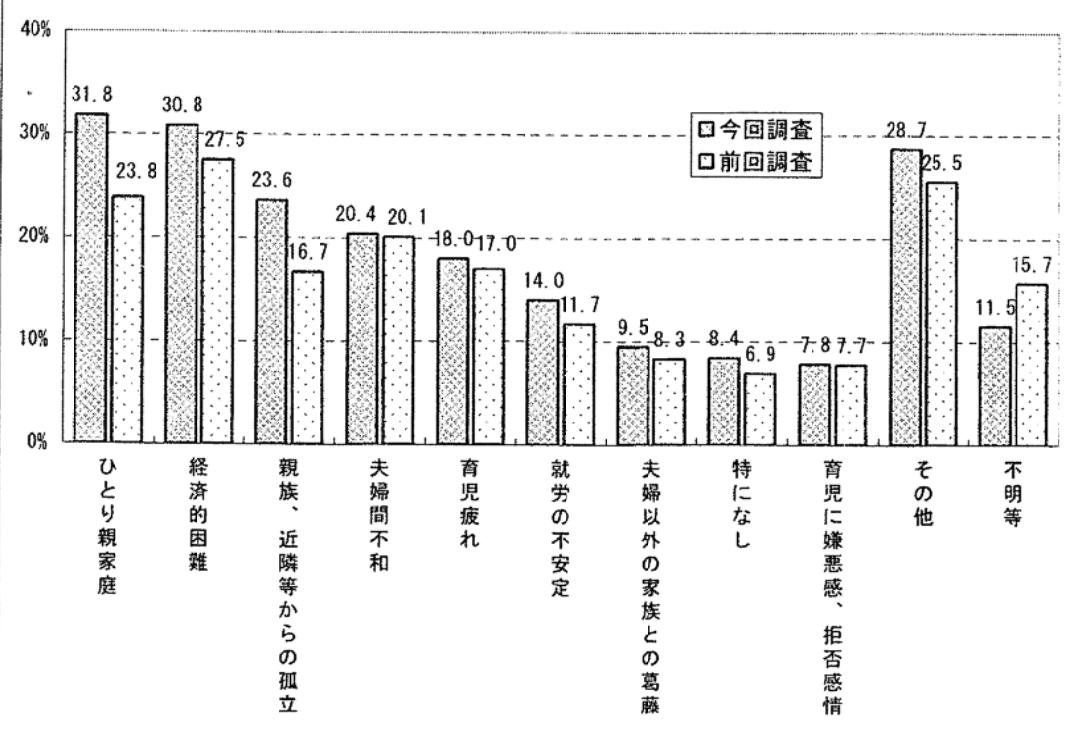
長野県保険医協会では今年の8月に学校歯科治療調査(2012年度)報告書を冊子化した。これを受け、福祉医療給付制度の改善をすすめる会の会長である和田浩氏(健和会病院・小児科医師)に学校歯科治療調査結果の感想を踏まえて子どもと貧困について話を聞いた。

## 学校歯科治療調査(2012年度)結果の概要

経済的な理由で医療機関を受診できない子どもの実態を把握するために、学校歯科検診後の受診状況や口腔崩壊の実態について長野県内の公立小・中学校に調査を依頼し、約6割の学校から回答を得ることができた。調査結果からは、要受診と診断されたが未受診である児童(生徒)は小学校では4割、中学校では6割を超える結果となり、深刻な実態が浮かび上がった。また、近年口腔崩壊とみられる児童(生徒)に出会ったことがあるかとの問い合わせに対しては、あると回答した小学校が5割、中学校が4割という結果であった。自由意見欄等からは児童(生徒)を取り巻く様々な深刻な状況がうかがえ、歯科を受診しない理由を集計したところ、「親の意識」が53%、「家庭環境」が18%、「経済的理由」は15%という結果であった。

●経済的に困難な家庭、孤立、就労の不安などから**子どもへの虐待**傾向が強まってい  
ます。以下は東京都福祉局「児童虐待の実態Ⅱ」2005年(調査は2001・2003年)

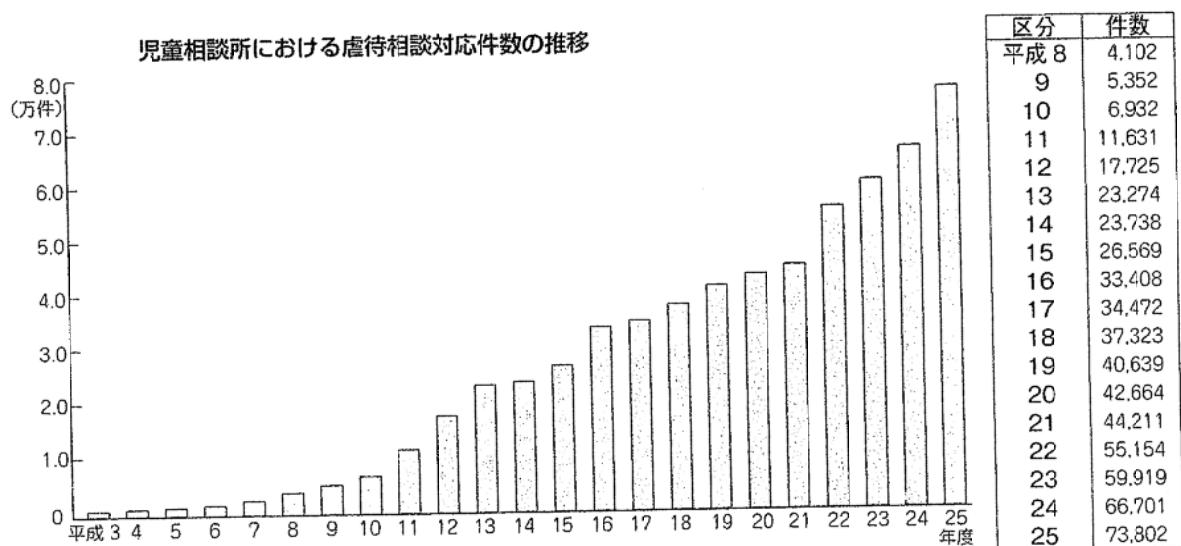
図表2-21 家庭の状況(複数回答)



<今回調査>

家庭の状況			あわせて見られる他の状況上位3つ		
1 ひとり親家庭	460件 (31.8%)	① 経済的困難	② 孤立	③ 就労の不安定	
2 経済的困難	446件 (30.8%)	① ひとり親家庭	② 孤立	③ 就労の不安定	
3 孤立	341件 (23.6%)	① 経済的困難	② ひとり親家庭	③ 就労の不安定	
4 夫婦間不和	295件 (20.4%)	① 経済的困難	② 孤立	③ 育児疲れ	
5 育児疲れ	261件 (18.0%)	① 経済的困難	② ひとり親家庭	③ 孤立	

- 児童相談所における虐待相談対応件数の増加は 子どもの虐待が 子どもの貧困と共に急激にすすんでいることがわかります。



(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除く。

- 見てきたように、自民党の悪政によって、格差と貧困の社会が著しく広がり、それは子どもの貧困となってきています。そして、「**貧困の連鎖**」が学歴をとおしてもすすんでいます。

保護者の学歴と子どもの学力(正答率)の関係 (平成25年度)

1. 父親の最終学歴と子どもの学力(正答率)の関係

(%)

区 分	小6					中3				
	国語A	国語B	算数A	算数B	構成比 (%)	国語A	国語B	数学A	数学B	構成比 (%)
小学校・中学校	51.4	38.7	67.2	46.4	6.1	68.0	55.7	50.2	27.0	6.1
高等学校	59.4	45.1	74.4	54.4	40.5	74.2	64.6	60.5	37.6	44.4
専門学校・各種学校	61.0	47.7	76.4	56.3	14.1	75.7	67.2	62.6	40.2	12.1
短期大学・高等専門学校	63.9	51.2	79.0	60.6	3.8	78.3	69.8	66.7	44.1	3.6
大学	70.1	57.7	83.6	67.4	31.9	81.9	74.4	72.5	51.4	31.5
大学院	77.4	66.0	88.5	75.2	3.5	85.6	79.2	79.6	62.7	2.3
合計	62.7	49.4	77.2	58.5	100.0	76.3	67.3	63.5	41.4	100.0

## 安倍政権の「子育て支援」などには不整合性と欺瞞性が

引き込まれないためにも安倍政権が掲げている主な「子ども支援」政策、特に掲げられている「保育料軽減」と「児童扶養手当の充実」について検討してみましょう。政策における不整合性と欺瞞性が一杯です。

### 「保育料の支援策」の不整合性と欺瞞性について

●安倍政権は、「住民税非課税世帯のひとり親では保育料を1人目、2人目も無料。年収360万円以下の世帯では、2人目の子どもから半額、3人目は無料」としています。

- しかし、そもそも**国の保育料基準が高すぎる**のです。今回もその高すぎる基準額を引き下げていません。
- この保育料額以外にも、施設・事業者による上乗せの**特定負担や実費徴収**が認められています。その徴収は、保護者の同意が前提とされているものの本来、保育に必要な費用なら公定価格に含まれるべきものです。以下は『保育白書2015』より

保育認定の子ども		(2号認定:満3歳以上)		(3号認定:満3歳未満)	
推定年収	階層区分	利用者負担		利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
一	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
~260万円	②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
~330万円	③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
~470万円	④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
~640万円	⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
~930万円	⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
~1,130万円	⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
1,130万円~	⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

○また、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

推定年収は内閣府子ども・子育て会議（第15回）資料「利用者負担について」から引用

資料：内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」2015年4月をもとに筆者作成

- そこでほとんど全ての自治体が大幅な軽減に努めています。山梨県内の市では低くても約25%の保育料軽減、北杜市では73%も軽減し、甲府市もそうですが約30%以上の軽減をしています。全国でも平均して30%程度の軽減で保育が維持されています。
- 子育て家庭にとっては、それでも高い保育料です。国の今回の軽減は当然ですが、しかし**第1子からの軽減**ではありません。そして世帯の年収（年間の総額収入）が360万円以下の家庭とは決してゆとりのある家庭ではありません。第2子・第3

子というのなら、第1子だけの家庭では支援の対象になりません。まず第1子から軽減すべきです。

- ・甲府市もそうですが自治体の多くは、独自で保護者の病気や天災時やリストラにおける**保育料の軽減制度**を持っています。政令都市ではない県庁所在地31自治体の24自治体77%（山田厚調査2015年12月）が独自の軽減制度を運用しています。しかし、国は多くの自治体が担っているリストラ時などの軽減制度などまったく考えていません。
- ・「**1人親の住民税非課税世帯の無料化**」は、すでに多くの自治体で行っていて、これは国の後追い施策でしかありません。主要77自治体（県庁所在地・政令指定都市・中核市）のうち17自治体が無償化です。『保育白書』（ひとなる書房）参照
- ・同じく自治体の後追いですが「**第3子以降の無償化、第2子半額**」はすでに多くの自治体が実施しています。「保育園を考える親の会」の2015年度調査では、100自治体（首都圏の主要都市と政令市など）中98自治体で所得制限なしの第3子無料を実施しています。都道府県でも19県が第3子以降保育料無償化などの補助をしているだけに国制度化は極めて遅いのです。
- ・また保育所入所の待機児童数は、厚生労働省の少なく把握する待機児童の新定義でも2014年度では2万1,371名です。この一番困っている**待機児童を抱える家庭**には何の支援もないのです。
- ・少なくない自治体では、婚姻歴のない母子家庭には**みなし寡婦控除**（27万円の税控除）を行い保育料や公営住宅費の軽減を図っています。甲府市でも山田厚を中心に公平性をもとめる議会からの要望で2016年度より適用されます。以下はそのときの試算です。国は全国で児童扶養手当受給の婚姻歴のない母子家庭だけで9万2270人もいるこの世帯への是正も行っていません。

### **寡婦控除が適用されない母子家庭の税負担額**

控除がないと所得が増えたとなり、税負担額が重くなります

**事例** 2歳の子どもを育てる母親の年収290万円とした場合

- ① 寡婦控除適用される母子家庭の場合の市民税額

所得税 57,100円 市県民税額 122,500円

**税負担合計 17万9600円**

- ② 寡婦控除が適用されない婚姻歴のない母子家庭の場合の市民税額

所得税 75,000円 市県民税額は 155,000円

**税負担合計 23万円**

寡婦控除されないと税金が ② - ① = **5万400円負担増** ③

### **婚姻歴ある母子家庭と比べ婚姻歴ない母子家庭の保育料等の負担の重さ**

税が重くなると税額を基準にしている保育料や公営住宅費が連動して重くなります。

**事例** 同じく 2歳の子どもを育てる母親の年収290万円とした場合

**甲府市の保育料と公営住宅家賃の寡婦控除適用の比較**

	甲府市月額保育料	公営住宅平均的家賃	適用なしの負担増額
寡婦控除適用なし	2万7400円	2万6500円	
寡婦控除適用あり	2万 200円	2万3000円	
適用なし月負担額	7200円	3500円	計 1万700円
適用なし年負担額	8万6400円	4万2000円	計 <b>12万8400円 ④</b>

甲府市の児童保育課と住宅課で試算2013年

そうなると婚姻歴のない母子家庭は税と保育料と公営住宅家賃の合計負担増は

**③+④= 年間で合計18万2400円負担増となっていきます**

●そもそも2015年度から実施された子育て新制度によって、保育の質の低下だけでなく、**多子世帯では保育料の負担増**となったのです。新制度で、それまでの年少者扶養控除の保育料「みなし適用」が廃止され、第3子を育てる世帯の保育料がかなり負担増となる弊害が生じました。このこともあり第3子無償化・軽減化を行う自治体が多くなり、国はその後追いの「是正」をしたに過ぎないです。

## **「児童扶養手当拡充」の不整合性と欺瞞性について**

●児童扶養手当とは、父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けない1人親家庭などの子どものために支給される手当です。2013年度の全国の受給者は108万人もいます。甲府市でも2014年度では1846人の受給者がいます。

甲府市児童扶養手当受給者数の推移（甲府市児童育成課調べ）

	受給者数（2月末）		
	全部支給	一部支給	合計
平成22年度	1,009	799	1,808
平成23年度	1,053	834	1,887
平成24年度	1,016	876	1,892
平成25年度	1,014	867	1,881
平成26年度	1,008	838	1,846

受給者割合 55% 45% 100%

●今回この児童扶養手当を「第2子加算額（月額）について、現行の5,000円から10,000円に引き上げ、第3子以降加算額（月額）について、現行の3,000円から6,000円に引き上げる」と安倍政権はアピールしています。これについては歓迎するばかりではなく

警戒もしなければなりません。

- そもそも日本の母子家庭など一人親家庭の貧困率は54・6%（同）と突出した高さを示し、経済協力開発機構(O E C D)加盟34カ国で最悪となっています。日本の現金支給は国際的にも極めて少なく、この児童扶養手当の引上げは当然です。
- しかし、第1子だけの世帯は60%と多いだけに、多子世帯だけの援助では60%以上の家庭が今回の改善の対象外となります。保育料同じく第1子からの手当ての改善でなければ全体の効果はありません。
- しかも、多子加算の引上げについても問題があります。今まで世帯の所得に応じて第1子の手当は減額され一部支給であっても、多子加算は一律の金額でした。それが多子加算の手当てについてこれからは所得に応じて減額するとしているのです。所得制限で第1子の一部支給受給者の割合は全体の約半数（甲府市は45%、全国は43%程度）ですから、これからは多子加算の一部支給も約半数になります。

**資料**

平成27年12月21日

厚生労働省

大臣折衝事項

## 5. 児童扶養手当の機能の拡充

### (1) 児童扶養手当の多子加算について以下の拡充等を行う

- ① 第2子加算額（月額）について、現行の5,000円から10,000円に引き上げる。  
第3子以降加算額（月額）について、現行の3,000円から6,000円に引き上げる。
- ② これらの多子加算額については、現行の第1子の場合と同様、所得に応じて支給額を適減する仕組みとする。
- ③ 上記①及び②の措置は平成28年12月支給となる平成28年8月分から実施する。
- ④ 平成29年4月から、第1子の場合と同様、第2子加算額及び第3子以降加算額に物価スライドを導入する。

### (2) 上記(1)と併せて、児童扶養手当について以下の見直しを図る。

- ① 不正受給の防止を強化する観点から、現況届の確認強化、現況届時の集中相談の実施、民生委員などによる現地調査の徹底を図る。
- ② 養育費確保を促進する観点から、離婚前の養育費の取り決めの促進のための相談体制の強化、新規認定申請書の様式の変更、合意書ひな形の交付など、養育費の取決め・履行確保の策のあり方について引き続き検討を行い、その結果にもとづいて、早期に実施する。
- ③ 受給者による自立のための活動を促進する観点から、受給期間が5年を超えた場合に適用される一部支給停止措置について、確認方法の適正化を図る。

## **多子世帯の手当を増すとしながら…「児童扶養手当バッシング」です！**

●しかし、最も警戒すべきは、今回の制度「改善」にともなって「改悪」といえる見直しが様々に行われるのです。細かい内容はこれからですが想定はできます。

政府資料の18ページ①～③を検討してください。

- ① 「不正受給防止」に向けて、現況届を厳しくし、集中相談（事情聴取）や地域の民生委員や職員の自宅訪問調査なども徹底してきます。「通報」や「監視」「調査」で「特定の異性が出入りしていた」「男ものの洗濯が干してある」「事実婚状態といえる」などと今まで以上に乱暴に私生活に踏み込むでしょう。さらには申告していなかつたあるアルバイトのダブルワークの収入などを不正受給としてくることも考えられます。このことで、不正受給とされると受給者は手当ての資格が消滅するだけでなく、今までの手当額を返済すべきとされます。
  - ② 離婚相手にたいして「養育費を取る責任」を受給者に負わせます。そのための様々な養育費獲得の「指導」がされます。国としては、受取った養育費の80%を所得とみなしますから手当の削減ができるのです。2011年度の厚生労働省「全国母子家庭等調査結果報告」によると、離婚を原因とする母子家庭のうち、「父親から養育費を受け取っている」のは全体の19.7%で、現状では8割以上が養育費を受け取っていません。また「一度も受け取ったことがない」という母子家庭が61%にもなっています。しかも、この中には「相手側の誠意や経済状態」の問題だけでなく「DVの事態」や「相手と関わりたくない」という理由もかなりあるのです。これらの状態での「養育費を取る責任」を受給者に負わせることは、過度なストレスを与え、当然ストーカーなどの危険性も強めてしまうでしょう。総じて児童扶養手当の申請を抑制させることになります。
  - ③ 受給者の自立促進として手当の受給期間が5年を超えた場合の一部支給停止（半額）を強めています。今まで5年を超えたとしても、次の資料にあるように受給者に「障害」や「病気」がある、「介護」をしている、「就業」している、「求職活動」をしているなどの事由で適用除外をひろく行っていました。それで現状の一部支給停止者とは、『児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書』の未提出者などに限られ、全国約4000人で全体の0.4%程度でした。甲府市でも2016年2月時点で5名でした。これからこの一部支給停止を徹底しようというものです。
- これでは、生活困窮者にはプライバシーはないとする「生活保護バッシング」をまねた「児童扶養手当バッシング」です。懸命に子育て生活をしている1人親家庭を援助するのではなく、私生活への調査権を過重に強め日々監視し叩くやり方となってしまいます。

**資料**

様式第五号の四（第三条の四関係）

※※第 号 当 初	受付	入力	確認
※経由 町村名	※市 区 町 村 受付年月日	平成 年 月 日	
※町 村 平成 年 月 日 提 出 第	※町 村 平成 年 月 日 再 提 出 第		
<u>児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書</u>			
(ふりがな) 氏 名		証書番号	第 号
住 所	〒 TEL ( ) -		
次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。			
(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。 (2) 障がいの状態にある。 (3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由 ( )により就業することが困難である。 (4) 監護する児童又は親族が障がいの状態にあること又は疾病、負傷若しくは 要介護状態にあることその他これに類する事由 ( )により、これ らの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。			
上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。			
平成 年 月 日			
氏 名		印 (シャチハタ不可)	
甲 府 市 長 様			
※※ 通 知 平成 年 月 日 第 号			
備 考			

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

- またマイナンバー制度は、容易にパートやアルバイトのダブルワークの収入や養育費を個人の通帳などから調べることができ調査の威力が増していきます。
- それに自治体職場の現状があります。自治体職員の削減が続いているだけに、すでに社会保障関連の業務は人手が足りず過重労働となってきています。この状態で安倍政権からの方針が一方的にまかり通れば、現場は混乱し、福祉とはいえない機械的で、乱暴な運営となってしまいます。自治体段階でもこの不正受給防止などの安倍政権の方針内容に歯止めをかけないと大変なことになってしまうでしょう。

## 重い負担の一方で「こづかい」をやるような欺瞞性

- 安倍政権のやり方は、消費税や様々な税控除を廃止して国民からの負担を重くし、その財源のほんの一部を一時的な給付金などで「こづかい」「あめ玉」をやるようなことをします。その典型は、「**子育て世帯臨時特例給付金**」（14年度1万円、15年度3000円）と低所得者への「**臨時福祉給付金**」（14年度1万円～1万5000円、15年度6000円）です。
- これは8%消費税増税にともなって導入されたものです。そして2016年度では廃止です。しかも申請主義なので申請しない人は給付されないのです。その未支給世帯の数はかなり多い状態です。甲府市の支給状況でみてみましょう。

	子育て世帯臨時特例給付金	臨時福祉給付金
2014年度		
支給者	19. 301人	29. 863人
<b>未支給者</b>	<b>641人</b>	<b>12. 684人</b>
支給率	96. 8%	70. 2%
2015年度		
支給者	21. 459人	34. 962人
<b>未支給者</b>	<b>323人</b>	<b>5. 873人</b>
支給率	98. 5%	85. 6%

- この申請をしなかった子育て家庭や低所得家庭こそ最も支援が必要な困難な状況に置かれている家庭です。2年間たっても情報が行き届かないし、口コミもない、広報も自宅に配達された通知も読むことが困難な家庭です。
- その一方で、消費税や控除廃止などの庶民への大衆増税は、自動的＝強制的です。消費税増税は逆進性が強く所得が少ない人こそ負担割合が大きい悪税です。しかも5%から8%になったことによる増税の負担額は年収250万円未満の世帯で5万5349円（第一生命経済研究所試算）に。臨時に1万円もらってもごまかされてはいけません。

### 第一生命経済研究所試算による消費税8%増税による負担増

年収	年間負担増額
年収250万未満	5万5349円
年収300万	5万7890円
年収400万	6万4999円
年収500万	7万3691円
年収600万	8万8388円
年収700万	9万4993円
年収800万	9万9819円
年収900万	10万1664円
年収1000万	11万4118円
年収1500万	16万2083円

●でも、このやり方は効果があるのでしょう。安倍政権は今回も景気対策の一環として低年金受給者への臨時給付金（1人あたり3万円）を1250万人に選挙前の4月以降に給付するといいます。

●2017年4月からの消費税10%再増税では、軽減税率を適用しても一人当たり2万7000円です。これは内閣府試算ですから負担の実態はもっと重くなると見るべきです。

## 年少者扶養控除廃止のままで子育て支援とはいえない

●消費税増税と共に、子育て家庭にとって特に問題があるのが年少者扶養控除が廃止されたことです。2011年度からの年少者扶養控除の廃止とは、16歳未満の扶養世帯に対する税金の控除ですが、子ども手当の支給に伴い廃止されたものです。しかし子ども手当はすぐなくなっても、年少者扶養控除は廃止されたままです。これは子育て世帯には大きな負担です。

●「女性の活躍推進」「非正規の正規化」といいながら、その一方で**配偶者控除の廃止**です。賃金はパートなみで、保険料や税負担は今までより重い「正規化」です。所得の非課税額の引上げはどこにもありません。計画されているこの配偶者控除を廃止すると世帯の税負担額は、さらに重くなります。（以下は甲府市の市民税課の計算です）

### 事例1 夫婦と子どもゼロ歳児の3人家族

夫 年収260万円 妻 年収103万円=世帯年収363万円の場合

- ① この現状の場合での

所得税（夫 44,900 円+妻 0 円） = 44,900 円

市県民税額（夫 98,500 円+妻 8,000 円） = 106,500 円

世帯税額合計 151,400 円

- ② 以前の年少者扶養控除があった場合

所得税（夫 25,500 円+妻 0 円） = 25,500 円

市県民税額（夫 63,000 円+妻 8,000 円） = 71,000 円

世帯税額合計 96,500 円



年少者扶養控除廃止によってすでに税負担増 54,900 円になっている

- ③ そのうえ安倍政権で計画されている配偶者控除が廃止されるとなると

所得税（夫 64,300 円+妻 0 円） = 64,300 円

市県民税額（夫 134,000 円+妻 8,000 円 = 142,000 円

世帯税額合計 206,300 円



これから配偶者控除が廃止されると 税負担増 54,900 円にとなり



以前の年少者扶養控除が廃止される前と比べると **10万9800円の負担増にも**

### 事例2 夫婦と子ども ゼロ歳児 2歳児の5歳児 5人家族

夫 年収400万円 妻 年収103万円=世帯年収503万円の場合

- ④ この現状の場合での

所得税（夫 96,900 円+妻 0 円） = 96,900 円

市県民税額は（夫 200,500 円+妻 8,000 円） = 208,500 円

世帯税額合計 305,400 円

- ⑤ 以前の年少者扶養控除があった場合

所得税（夫 38,700 円+妻 0 円） = 38,700 円

市県民税額は（夫 94,000 円+妻 8,000 円 = 102,000 円

世帯税額合計 140,700 円



すでに年少者扶養控除廃止による 税負担増**16万4700円**になっている

⑥ これから配偶者控除が廃止された場合

所得税（夫 133,200 円 + 妻 0 円） = 133,200 円  
市県民税額は（夫 236,000 円 + 妻 8,000 円） = 244,000 円  
世帯税額合計 377,200 円



これから配偶者控除が廃止されると 税負担増 7万1800円に



以前の年少者扶養控除があった場合と比べると **税負担増 23万6500円にも**

**この事例 1 と事例 2 の税負担増でみると**

**配偶者控除廃止となったら保育料の負担はどうなるか？**

●税の負担額、特に市町村民税の負担額が重くなると、連動して保育料の負担がさらに重くなります。先の事例で、安倍政権が予定している配偶者控除廃止の場合の保険料（標準時間）を甲府市児童保育課で試算してもらいました。

**事例 1 夫婦と子どもゼロ歳児 夫年収 260 万円 妻年収 103 万円**

＝世帯年収 363 万円の場合

①の現状の保育料は 月 19. 200 円

③の配偶者控除が廃止されると 月 27. 400 円 **年間の負担増 98,400円**

**事例 2 夫婦と子どもゼロ歳児と2歳児の5歳児 夫年収 400 万円 妻年収 103 万円**

＝世帯年収 503 万円の場合

④の現状保育料は 月 39. 700 円

⑤の配偶者控除がなくなると 月 43. 200 円 **年間の負担増 42,000円**

**レポート その①での結論として**

●安倍政権の「子育て支援」のやり方は、よく言われる「ばら撒き」ではありません。それより悪質です。政権がアピールしていることの政策上の整合性はないばかりか、アピールのギマニ性、虚偽性は明らかです。「子どもの貧困の実態」と「子育て支援」は国際的にも恥ずかしい水準でありながら本来なすべきことをしないで、目先の施しものとして「小遣い」「アメ」を惠むような「愚民政策」です。

●騙されてはいけません。これから子育て家庭の生活はさらに苦しくされます。大企業には相次ぐ減税の一方で、例えば消費税 10% 再増税です。軽減税率が実行されても少なくとも一人あたり 2 万 7 千円の負担増です。4人家族なら 10 万 8 千円です。事例 1 や事例 2 の負担に、この消費税分も重くのしかかるのです。このひどい悪政をぜひともストップさせましょう！